

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 保安林の解除予定

〃

○ 漁業共済加入区の漁業の区分の変更

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 都市計画の変更案の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

環境管理課

治山課

〃

水産課

〃 道路整備課

〃

経営支援課

耕地課

都市計画課

建築指導課

〃

〃

〃

選挙管理委員会

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 備前化成株式会社

住所 岡山県赤磐市徳富363

氏名 代表取締役 清水 富江

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 備前化成株式会社

所在地 岡山県赤磐市徳富363

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	12のニ 動植物油脂製造業の用に供する分離施設（反応釜(10)）		12のロ 動植物油脂製造業の用に供する洗浄施設（反応釜(5)）		同左		12のニ 動植物油脂製造業の用に供する分離施設（反応釜(6)）		同左	
能	力	0.5m ³ /日		1.5m ³ /日		同左		0.5m ³ /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0.2	3.5	11	12.2	11	12.2	1.0	1.5	0.2	3.5
	p H	10.5		1.0		8.0		1.0		10.5	
	B O D (mg/L)	7,000	10,000	6,000	9,000	6,000	9,000	7,000	10,000	7,000	10,000
	C O D (mg/L)	5,500	8,000	5,000	7,000	5,000	7,000	5,500	8,000	5,500	8,000
	S S (mg/L)	80	110	80	110	80	110	80	110	80	110
	油 分 (mg/L)	60	90	60	90	60	90	60	90	60	90
	T-N (mg/L)	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	T-P (mg/L)	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)	1	3	—	—	—	—	1	3	1	3

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	12のニ 動植物油脂製造業の用に供する分離施設（反応釜(7)）		同左		12のニ 動植物油脂製造業の用に供する分離施設（反応釜(8)）		同左	
能	力	0.4m ³ /日		同左		0.5m ³ /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	1.0	1.0	0.2	3.5	1.0	1.5	0.2	3.5
	p H	1.0		10.5		1.0		10.5	
	B O D (mg/L)	7,000	10,000	7,000	10,000	7,000	10,000	7,000	10,000
	C O D (mg/L)	5,500	8,000	5,500	8,000	5,500	8,000	5,500	8,000
	S S (mg/L)	80	110	80	110	80	110	80	110
	油 分 (mg/L)	60	90	60	90	60	90	60	90
	T-N (mg/L)	1	3	1	3	1	3	1	3
	T-P (mg/L)	3	5	3	5	3	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)	1	3	1	3	1	3	1	3

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

区 分	変 更 前	変 更 後		廃 止			
種 類	12のニ 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設（反 応釜（9））	同左		12のニ 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設（反 応釜（4））			
能 力	0.5m ³ /日	同左		0.3m ³ /日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに		—			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに		—			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに		—			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左		連続24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.2	1.5	0.2	3.5	1.0	1.0
	p H	1.0		10.5		1.0	
	B O D (mg/L)	7,000	10,000	7,000	10,000	7,000	7,000
	C O D (mg/L)	5,500	8,000	5,500	8,000	5,500	5,500
	S S (mg/L)	80	110	80	110	80	80
	油 分 (mg/L)	60	90	60	90	60	60
	T - N (mg/L)	1	3	1	3	1	1
	T - P (mg/L)	3	5	3	5	3	3
	大腸菌群数 (個/cu)	無数	無数	無数	無数	無数	無数
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1	3	1	3	1	1

- 備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
 - (5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年11月26日から同年12月17日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
浅口郡里庄町大字新庄字地頭部四三八九の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字新庄字場ヶ所四三七九の四、四三八〇の三、四三八一の三、四三八六の二、字地頭部四三八九の五から四三八九の一〇まで、四三九〇の二、四三九一の三、四三九二の三、字波美ヶ谷四六五八の四、四六七二の三、四六八四の二、四六八五の二、四六八六から四六八八まで、四六九三から四六九五まで、四六九六の二、字鍋ヶ迫四七〇三の二、四七〇四の二、四七〇五の二、四七〇六の三、四七〇九の二、四七一〇の二、四七一一の二、字焼山奥五〇二九の二、五〇三〇の二、五〇三一の二、五〇三九の二、五〇三九の三、五〇四〇の三、五〇四一の二、五〇四八の二、五〇四八の三、五〇五一の二、字焼山五〇四二の二、五〇四三の二、五〇六四の二、字大奈良五二〇一の二、五二〇二の二、五二〇四の三、五二〇四の四、字大谷口五二二七の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五百八十三号

平成四年岡山県告示第百一号（漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。
令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

「四 主としてさし網漁業を営む漁業
五 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び
さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業」
を

表中
業
六 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業」

「四 主として機船船びき網漁業を営む漁業
五 主としてさし網漁業を営む漁業」

六 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び
さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業に改める。

七 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業」

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

◎岡山県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
内 加賀郡吉備中央町下加茂字保木一番一地	新	二一・〇 二九・〇	四六・〇
内 加賀郡吉備中央町下加茂字保木一番一地	旧	一五・〇 二一・〇	四六・〇

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

◎岡山県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	加賀郡吉備中央町下加茂字保木一番一地内	令和三年十一月二十六日

〔四九六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス野村店

所在地 津山市野村字砂田三〇四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後十時

(変更後) 午前九時から午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和三年十二月一日

二 届出年月日

令和三年十一月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

(四九七)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

令和三年十一月十七日

〔四九八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市西田、中帯江、加須山、二日市、新田、都窪郡早島町若宮、早島、前潟、瀬

戸内市長船町八日市及び長船町長船の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、早島町建設

農林課及び瀬戸内市産業建設部建設課

四 縦覧期間

令和三年十二月二日から同月十六日まで

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

〔四九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市駅前二丁目一六一〇一、一六一〇八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区二番町八一八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十四日岡山県指令建指第一三七号

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

〔五〇〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五一三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一七二―一 シヤンドフルール一〇一号室

野口 博

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十二日岡山県指令建指第二六〇号

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

〔五〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延四九六一六、四九六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区半田町一―三〇 三軒屋宿舍一〇四号

河原 剛至

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月三十日岡山県指令建指第一八八号

令和3年11月26日 岡山県公報 第12348号

〔五〇二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一四一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三四一四一―一ポポラーレA棟一〇一号

光本 国広

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十四日岡山県指令建指第二一四号

◎岡山県選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和三年十一月二十六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

後藤基後援会
妹尾義信後援会

後藤基
妹尾裕治

水嶋徹
水沢拓士

美作市中山一五二〇一
浅口市鴨方町益坂一三七五―三

令和三・一〇・七
〃 一〇・一八

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林

裕一

◎岡山県選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和三年十一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

岡山県私学振興連盟

津田謙二

主たる事務所の所在地

岡山市北区中山下一一九一

岡山市北区蕃山町一一二〇

令和三・一〇・一

環整連政治連盟岡山県支部

乗藤慎吾

会計責任者の氏名

渋江忠裕

守安秀徳

〃

〃

部

星野和也後援会

星野和也

代表者の氏名

星野和也

信官大丈夫

〃

〃

◎岡山県選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和三年十一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

山本昌次後援会

山本正嘉

令和三・一〇・五